

---

## QA9-10 仮置場の安全対策は、どのようになっているのでしょうか。

---

### A

- ① 仮置場は、放射線を遮へいしたり、周囲に放射性物質が漏れないようにしたりするなどの安全対策を講じて管理されています。
- ② 具体的には、居住地域からの距離を十分に確保した上で、柵などを設置し、人が誤って仮置場に近づかないようにします。
- ③ 取り除いた土などは、フレキシブルコンテナや大型土のうなどに入れて、水を通さない層（遮水シートなどの防水シート）の上に置き、その上部を雨水などの流入や飛散を防ぐために防水シートなどで覆います。
- ④ 仮置場の設置後は、定期的に敷地境界での空間線量率を測定すると共に、定期的に地下水を採取し、放射性物質の濃度を測定し、安全を確認します。

#### 統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 134 ページ「仮置場の例（地上に除去土壌を保管する場合）」

---

#### （解説）

#### （参考資料）

環境省「仮置場での保管について」平成 25 年 7 月 第 2 版

[http://josen.env.go.jp/material/pdf/handbook\\_kariokiba.pdf?var\\_02](http://josen.env.go.jp/material/pdf/handbook_kariokiba.pdf?var_02)

---

出典：環境省「保管場所ってなんで必要なの？～仮置場での保管について～（ハンドブック）（第 2 版）」より作成

出典の公開日：平成 25 年 7 月

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日